

校名候補の選定について（案）

R3. 5. 24 再編委員会

◇これまでの経緯

【校名候補案選定方法】 ※第1回再編委員会にて決定

校名案を、大井保育所園児・大井・師崎小学校の児童、保護者、師崎地区住民等から募り、再編委員会において校名候補を複数決定する。

【校名案募集方法】 ※第1回再編委員会にて決定

ア 校名の方向性

方向性を設けず、自由なアイデアを募集する。

ただし、カタカナやアルファベットの使用は禁止する。

イ 募集の対象

両小学校の児童、大井保育所の園児、師崎中学校の生徒
師崎地区（大字大井・片名・師崎）の住民

ウ 応募用紙の内容

「校名選定・決定についての考え方（説明）」「応募者氏名、所属（記入欄）」「校名案（記入欄）」「その校名がよいと思う理由（記入欄）」「集約後の決定までの流れ（説明）」

エ 応募用紙の配布・集約方法

小学校・保育所・中学校 応募用紙を配布 → 学校・保育所で回収

師崎地区住民 区の回覧で応募用紙を全戸配布 → 役場・師崎サービスセンター・師崎公民館で回収（投票箱設置）

※町ホームページには掲載しない。

【校名候補案募集の実施】 ※今回報告事項

ア 募集期間 保育所・学校 令和3年4月28日から5月7日まで
師崎地区住民 令和3年4月28日から5月18日まで

イ 応募総数 179人 100案

ウ 応募内訳 ※資料1参照

エ 所属別内訳 ※資料2参照

◇校名候補の「決定方法」について

※第1回再編委員会にて決定

複数候補案から、**児童・園児（師崎地区世帯）、師崎地区住民**の投票を行い、**投票結果を基に再編委員会にて協議し**、1つの校名候補を決定する。

①【校名候補の選定】 ※今回検討事項

ア 校名候補数 校名候補案一覧を踏まえ、**3つ程度**に選定する。※資料1参照

イ 校名候補の選定 各委員による校名候補案選定

②【校名候補投票の実施】 ※今回検討事項

ア 投票の対象

両小学校の児童、大井保育所の園児、**師崎中学校の生徒** 各1票

師崎地区の住民 世帯につき1票

イ 投票用紙の内容 ※資料3・4参照

- ・無記名とする。
- ・校名候補、理由を記載し、○印を付け投票する方法とする。
- ・不正防止のため、教育委員会印を押印し、通し番号を付ける。
- ・記載なし、○印以外の記載、複数記載等は無効であることを明記する。

ウ 投票用紙の配布・集約方法

小学校・保育所・中学校 投票用紙を配布 → 保育所・学校で回収

師崎地区住民 町広報折り込みで投票用紙を全戸配布 → 役場・師崎サービスセンター・師崎公民館で回収（投票箱設置：町選挙管理委員会より借用）

エ 投票期間 令和3年6月15日（火）まで

オ 結果の公表 町ホームページ、再編だよりにて公表

③【校名候補の決定】 ※今回検討事項

ア 協議の基準を設ける。

(A案) 僅差であっても**1票でも多ければ**投票最多数の校名とする。

(B案) 投票結果を踏まえ、僅差※の場合は、**上位2案による再投票**とする。再投票の方法は初回投票と同様とする。

(C案) 投票結果を踏まえ、僅差※の場合、**再編委員会にて協議の上（委員による投票で）**決定する。

※僅差とは、投票総数の5%以内の得票差とする。

※B案・C案 得票差5%以内の得票差に満たない場合の例

得票総数300票×5%=15票

15票に満たない→ 14票差であれば再投票 OR 協議

◇校名の決定について ※第1回再編委員会で決定

再編委員会にて決定した校名候補について、教育委員会で議決（承認）後、町議会に上程、議会の議決（学校設置条例）をもって最終決定となる。

◇ 校名決定までの流れ

4月26日 第1回再編委員会 校名の選定・決定方法（案）の決定

↓

校名候補案募集

- ① 対象： 両小学校、大井保育所、師崎中、師崎地区住民
- ② 公募用紙配布： 4/28～
- ③ 回収： 5/18 まで

5月24日 第2回再編委員会 複数の校名候補案を「選定」

↓

決定のための投票

- ① 対象： 両小学校、大井保育所、中学校、師崎地区住民
- ② 投票用紙配布： 師崎地区住民は、6/1 号広報で折込配布
児童・生徒は、学校、保育所を通じて配布
- ③ 投票場所： 役場、師崎サービスセンター、師崎公民館
- ④ 回収： 6/15 まで

6月下旬 第3回再編委員会 校名候補の「決定」

↓

6月 or 7月 定例教育委員会 校名候補の承認

↓

町議会にて議決 校名が正式に決定